

平成31年度

## 吉田町保育所 入所のご案内



入園希望の方は、この案内をご覧いただき、申込みをしてください。

〒421-0395

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町役場 こども未来課 保育支援部門

TEL 0548-33-2153



# 平成31年度吉田町保育園入所案内

## 1 吉田町内保育園について

保育所は、家庭で保育できない乳児及び幼児を保育し、豊かな人間性を持った児童を育成することを目標に養護と教育を行う児童福祉施設です。

町内には、以下の保育所があります。

### 【公立保育園】

園名	定員	住所	連絡先
さくら保育園	130	住吉1621-1	電話 32-0414 Fax 32-8104
すみれ保育園	150	川尻791	電話 32-1117 Fax 32-1117
さゆり保育園	150	片岡805-1	電話 32-1650 Fax 33-0415
わかば保育園	160	神戸2092-1	電話 32-0016 Fax 32-7400

### 【私立・小規模保育施設】

クローバー保育園	15	片岡855-1	電話 33-0099
----------	----	---------	------------

## 2 認定申請及び入所申込期間(認定申請と入所申込みは同時にできます。)

### (1) 平成31年4月入所を希望する方

1 配布期間 及び 申込期間	<b>平成30年10月15日(月)～平成30年10月26日(金)</b> 平日午前8時30分～午後5時 入所を希望する各保育園にて配布します。 必要書類をそろえ、入所を希望する保育園に申し込みしてください。 ※クローバー保育園のみ、こども未来課で配布、申込を受け付けます。
----------------------	--

※ 原則としてこの期間内に申込みしていただきます。転入等の理由で申込みが出来ない方の申込期間後の申請については、役場こども未来課にて、申込手続きを行ってください。

### (2) 平成31年5月以降入所を希望する方(入所日は毎月初日となります。)

1 配布期間	平成31年3月1日(金)以降、入所を希望する月の前々月の末日まで役場こども未来課にて配布します。
2 申込期間	入所を希望する月の前々月の末日まで午前8時15分～午後5時(土曜日・祝日を除く。) 役場こども未来課にて申し込みをしてください。 (日曜日は原則として対応できません。書類をお渡しするのみとなります。)

- ・ 申込期間は厳守してください。申込み期間後の申請の場合、審査の決定が遅くなります。
- ・ 申込は、満9か月児(希望月の1日に9ヶ月に達していること・すみれ保育園のみ実施。他の園は11ヶ月から)から申請できますが、1歳児未満の保育の受入れについては、入園資格に加え、心身の発達や離乳状態等を確認し、個別に判断します。また、入所時の発育や離乳状態によっては、入所決定後退園していただく場合もあります。

- ・ 申込書は、児童1人につき1枚です。
- ・ 平成30年度に保育園に在籍している場合は現況届、既に平成30年度中の入所申込書を提出済の場合(平成30年度中の途中入所を希望している場合)も、平成31年度の申込の提出が必要です。

### 3 申込手続

保育所を利用するに当たっては、保育の必要量に応じた区分に基づき、保育を必要とする事由を認定されることが必要です。

#### (1) 利用の流れ(新規入所申込み者)

①保護者 → ② 町 → ③ 町 → ④保護者

町に「保育の必要性」の認定申請、保育所の利用希望の申込みをします。	保育の必要性を個別に認定し、「認定証」を交付します。	保護者の希望等により、利用する園を調整・決定します。	利用先の決定後、契約となり、入園手続きとなります。
-----------------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------

※ 在園中の子どもは、すでに認定されていますので4月以降も同じ園を利用する場合は現況届の提出が必要です。

※ 詳しいスケジュールについては、【参考】をご覧ください。

#### (2) 利用の手続き

子どもの年齢と保護者の就労状況などに応じた認定(1～3号)を受ける手続きが新たに必要となります。

##### ① 認定区分

施設の利用申込みとは別に、子どもの年齢と保育の必要性に応じた認定(1号～3号)を受けるための申請が必要です。

認定区分	対象年齢	利用時間・形態	利用できる施設
1号	満3歳以上	4時間程度(教育標準時間) (幼稚園のような形態)	幼稚園 認定こども園
2号		上限11時間【保育標準時間】 または 上限8時間【保育短時間】 (保育園のような形態)	保育園・幼稚園 認定こども園
3号	満3歳未満		保育園 認定こども園 小規模保育施設など

※ 2号・3号の認定を受けるには、保育を必要とする事由に該当することが必要です。



② 保育を必要とする事由

保護者のいずれもが①～⑨のいずれかに該当し、家庭で子どもを保育できない場合、2号又は3号の認定となり、保育園を利用することができます。

① 月64時間以上の就労 (フルタイムの他、パートタイム、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含みます。)	⑤ 災害復旧
② 妊娠、出産 *	⑥ 求職活動 * (起業準備を含む)
③ 保護者の疾病、障害	⑦ 就学 (職業訓練校等における職業訓練含む)
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	⑧ DV・虐待
	⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用があると認められること *

\* ご注意 \*

「②」の出産が事由の場合は、出産した月の翌々月末日まで利用できます。

「⑥」の求職活動が事由の場合は、途中入所は原則1か月間・継続入所は原則3ヶ月の利用となります。

「⑨」の育児休業が事由の場合は、原則として3歳児以上の場合に継続して利用できます。

4 保育時間

保育の必要量に応じて、上限11時間の「保育標準時間認定」と上限8時間の「保育短時間認定」に区分されます。

7:30	8:15	16:15	18:30
保育標準時間			
時間外対応	保育短時間		時間外対応

① 保育の必要性に係る事由が「就労」の場合、保育必要量の認定は、就労時間を考慮して原則次のとおりとなります。

ア 保育標準時間認定 … 1か月あたり120時間以上(フルタイム)

イ 保育短時間認定 … 1か月あたり120時間未満(パートタイム)

② 保育の必要性に係る事由が「就労以外」の場合、保育の必要量の認定は、町が個別に判断します。

③ 利用料は、認定区分(2号・3号)・対象年齢・利用時間に応じた体系となり、それぞれの世帯の所得状況に応じた段階的な料金設定となります。(4月分～8月分までは前年度(30年度)の課税額から、9月分～3月分までは当年度(31年度)の課税額から利用料が算定されますので途中で保育料が変更になる場合があります。

利用料決定通知書は4月と9月の2回に配布します。

なお、確定申告により、父母の所得税額等が変更になり、保育料基準額表の階層が変わった場合、現年度分保育料は変更になります。ただし、過年度分保育料についての変更はいたしません。

④ 保育短時間に認定された場合、8時間以上の保育には、時間外料金がかかります。

## 5 提出書類

### ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育利用申込書

### ② 就労証明書

- \* 就労されている同居の親族全員分(65歳未満の方)  
※就労されていない65歳未満の方と同居の場合は、入所できません。
- \* 自営業・農漁業証明、内職証明等必要に応じた用紙を利用してください。
- \* 児童クラブ入所に使用した就労証明書と兼ねることができます。  
(児童クラブ入所には、写を提出してください。)

### ③ 園児の状況調査票(0～2歳児用または3～5歳児用) …すべての方

### ④ 食事調査表(月齢児用または0歳児用または1歳児用) …1歳児まで方のみ

### ⑤ 「個人番号カード」または「個人番号通知カード」+運転免許証、パスポート等

- \* 平成30年1月1日に吉田町に住所のない方には住民税決定証明書(課税証明書)の提出をお願いする場合があります。

### ⑥ その他必要となる書類(該当者がいる場合のみ)

- ア 母子手帳(写) …母親の出産が事由の場合、出産予定日の記載があるページ
- イ 診断書等(写) …同居の親族の疾病や障害が事由の場合
- ウ 障害者手帳や介護保険被保険者証(写) …介護が事由の場合
- エ 求職活動等申告書 …求職活動が事由の場合
- オ 在学証明書 …就学が事由の場合

#### \* ご注意 \*

- ① ～④・⑥は、町指定の様式をご使用ください。
- ② ・⑥エは、兄弟姉妹で申請する場合、1部で構いません。
- ⑤は、申込書提出の際に、提出者の個人番号カードまたは個人番号通知カードを確認させていただきます。

## 6 入所決定等

### (1) 面接

下記の方を対象に、保護者との面接を実施します。詳細については別にお知らせします。

① 対象者	新規入所希望児童と保護者 (現在、町内の園に入園中で他の園に変更予定の園児は、対象となりません。)
② 日程等	平成30年11月18日(日) さゆり保育園 ホール



(2) 審査・調査

提出していただいた書類に基づき、町が保育の認定及び利用する園の決定を行います。  
審査においては、以下の3点が考慮され、指数(優先順位)の高い方が優先されます。

① 保育を必要とする事由	② 保育の必要量	③ 優先利用への該当
ア 就労 イ 妊娠、出産 ウ 保護者の疾病、障害 エ 同居親族等の介護・看護 オ 災害復旧 カ 求職活動 キ 就学 ク DV、虐待 ケ 育児休業	ア 保育標準時間 (最長11時間) フルタイム就労を 想定した利用時間  イ 保育短時間 (最長8時間) パートタイム就労を 想定した利用時間	ア ひとり親家庭 イ 生活保護世帯 ウ 生計中心者の失業 エ 社会的養護の必要 オ 子どもの障害 カ 育児休業明け キ 兄弟姉妹との同一保育所の 利用 ク 小規模保育事業などの卒園児

(3) 決定

- ① 次年度4月の利用に向けた認定事務が集中するため審査に時間を要することから、提出期限内の申請については、審査結果は平成31年2月頃にお知らせします。  
在園児童は在園中の園より配布、新規入所希望児童は通知を郵送する予定です。
- ② 書類に不備等がある場合は、電話にて確認させていただきます。
- ③ 審査につきましては、申請内容・各園の状況等を総合的に判断のうえ選考し、入所可否の決定を行います。そのため、申請すれば必ず入所できるものではありません。
- ④ 各園の定員に余裕のないときは、希望保育園に入所できない場合があります。
- ⑤ 新規入所児童については、平成30年3月に説明会を予定しています。説明会后、利用園と契約を結んでいただきます。
- ⑥ 平成31年度の保育初めは4月4日(木)の予定です。新入園児は4日(木)から、5日間午前中だけの慣らし保育期間がありますので、勤務先に了解を得ておいてください。その後は1日保育となります。

(4) その他

- ① 入所決定となった後でも、申込時から状況に変更があった場合や、申請内容に虚偽があった場合には、決定が取り消されますのでご注意ください。
- ② 保育料の滞納がある場合は、継続して入所できないこともあります。
- ③ 申請書類に記入していただく個人情報については、保育園入所の審査に使用するものであり、他の目的で使用することは一切いたしません。
- ④ 申請書類の返送は行いません。
- ⑤ この内容は平成27年4月現在の国の子ども・子育て支援法に基づく支給決定等の留意事項をもとに作成しているため、今後変わる場合があります。

**【参考】** 申し込みから入所までのスケジュール(平成31年度入所)

○支給認定申請・入所の申込

【受付期間】平成30年10月15日(月)～10月26日(金)午前8時15分～午後5時  
(平日のみ)

【受付場所】入所を希望する各保育園(クローバー保育園を除く)

※書類の未提出・不備のある場合は選考対象となりませんのでご注意ください。

○親子面接(面接では児童の状況の確認を行います。)

【実施時期】平成30年11月18日(日)

【面接会場】さゆり保育園 ホール

【出席者】保護者及び入所希望児童

○入所の承諾・不承諾(入所決定は、申込者多数の場合は選考となります。)

【通知時期】平成31年2月中旬頃(すべての申込者へ入所の可否について通知します。)

○入園説明会(4月入所の方のみ)

【実施時期】平成31年3月頃(日時は案内の通知をお渡しします。)

○保育所入園 平成31年4月1日～(5月以降に入所される方は入所月の1日)

※4月のみ、保育初めは4月4日(木)となります。

◎年度途中での申し込みについて

4月以降の入所を希望する方は、入所を希望する2か月前までに書類をそろえ、役場こども未来課へお持ちください。

## 7 入園後の注意事項

### (1) 保育園の休園日等(保育園ごと異なります)

・日曜日 ・国民の休日 ・12月28日～1月5日(H31年度) ・町長が定める日 等  
土曜日、日曜日は希望により保育を行います。保護者が家庭での保育ができない証明書等を提出していただく必要があります。

### (2) 慣らし保育(入園後に行います)

入園した児童が保育園に慣れるまでの間は、短時間の保育となります。当初1週間程度は午前中の保育となり、その後の2～3週間で1日保育への移行を完了します。この期間は保護者の迎えの時間が早くなります。家庭外での勤務及びその予定の方は、勤務先等にご理解いただくようあらかじめお話をお願いします。

### (3) 異動等の届け出

住所、電話番号や勤務先(退職、変更等)または世帯構成の異動(結婚、離婚、別居)、出産等、入園申込時の家庭の状況に変更が生じたときは、その都度速やかに保育園へ申し出るとともに、新しい就労証明書等、必要な書類等を提出してください。

### (4) 退園

次のような場合は退園していただきます。保育園に申し出るとともに、退園手続きを行ってください。

#### ① 家庭で保育できるようになった場合(保育を必要とする要件に該当しなくなった場合)

仕事を退職または休職した場合

疾病、負傷等が回復した場合

同居の要介護者の介護が不要になった場合

求職活動により入所した後、一定期間内に就労証明書等必要な書類が提出されなかった場合 等

#### ② 吉田町から他市町へ転出する場合

転出した日の属する月の月末までは通園できますが、継続して同じ保育園を利用する場合は、転出先の市町で改めて手続きする必要があります。ただし、転出先の市町の取り扱い、吉田町内の保育園の状況等により町外から同じ保育園の利用ができない場合もあります。

#### ③ 保育料を滞納した場合

保育料を滞納した場合、6月、10月、2月に支給される児童手当から保育料を徴収する場合があります。

## 8 その他の保育事業

### (1) 一時預かり

保護者の急な入院や冠婚葬祭、PTA 活動への参加などの際に就学前のお子さんを一時的にお預かりする事業です。利用にあたっては、事前に利用申請が必要です。理由によりお預かりできる日数が異なります。

問合せ・申込先: すみれ保育園(32-1117)

### (2) 病後児保育

就学前までのお子さんで、けがや病気の回復期にある子を一時的に施設においてお預かりする事業です。

問合せ・申込先: すみれ保育園(32-1117)

## 9 よくある質問(Q&A)

①Q:申し込みをすれば必ず入園できますか？

A:必ず入園できるとは限りません。提出していただいた書類をもとに審査し、結果をお知らせします。また、入園の選考に書類提出の順番は関係ありません。

②Q:申し込みの結果はどのように連絡が来ますか？(年度途中入所の場合)

A:月初めに、翌月入所の申し込みがあった方の申請分の入所審査会を開きます。各園の定員の空き状況等を確認しながら、入所先を決定し、電話連絡と郵送にて通知を送付します。

例:)7月に入園希望する場合・5月中に申請→6月初旬に入所審査会を開き、選考→6月中旬に結果通知(電話と郵送通知)

③Q:入園決定後、入園の時期や入園先の変更はできますか？

A:保育園では、保育士の数や施設の条件等から児童の受け入れの調整を図っているため、年度内の入園先の変更は原則認められません。正当な理由がある場合も、人員配置や各園の就園の状況により、一旦入園の取り消し、再選考となる場合があります。

④Q:兄弟は優先して同じ園にしてもらえますか？兄弟が在園中の場合、優先して同じ園になりますか？

A:できるだけ兄弟が同じ園になるよう考慮はしますが、空き状況等により難しい場合があります。

⑤Q:求職中でも申し込みができますか？

A:申し込みは可能です。ただし、入園後、一定期間内に就労証明書等の提出がない場合は、退園していただきます。

⑥Q:出産で申し込むと必ず入園できますか？入園後、就労した場合は引き続き在園できますか？

A:出産を理由とした申し込みは、保育を必要とする程度が高まるため、選考の際も優先されますが、必ず入園できるとは限りません。入園は期間限定の取り扱いとなります。入園期間中に就労が決定した場合は、入園先の保育園にて変更手続きすることにより、入園期間を延長することができます。

⑦Q:母子(父子)家庭の保育料は無料ですか？

A:税額に応じて算定しますので、必ず無料とは限りません。

⑧Q:入園後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A:家庭での保育ができる保護者がいる状況となるため、退園の対象となります。退職後すぐに求職活動をする場合は、引き続き就園できますが、一定期間内に就労証明書等の提出がない場合は、退園となります。



⑨Q:現在、吉田町外に住んでいますが、吉田町へ引っ越し予定です。吉田町の保育園へ申し込むにはどうすればいいですか？

A:申し込みする月の1日時点で吉田町に住所がない場合は、元の住所地で入園の手続きをしていただきます。吉田町へ転出する予定があることと、保育園へ入園したい旨、各市町の保育園担当課へご相談ください。

申込時期は、年度途中の入園の手続きと同じとなります。(入園希望2か月前に受付)

⑩Q:吉田町外の保育園、又は認定こども園へ入園したい場合、どうすればいいですか？

A:吉田町こども未来課にて申し込みの受付をします。必要書類は原則町の保育園への提出書類と同じものとなりますが、入園したい園によって条件が異なる場合もありますので、事前にご相談ください。吉田町と入園したい先の市町とで協議した上で、結果をお知らせします。必ず入園できるとは限りません。